

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 八百津町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.1%
全職員	78.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	96.6%
本庁係長相当職	92.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.7%
31～35年	95.7%
26～30年	95.2%
21～25年	100.5%
16～20年	94.2%
11～15年	90.3%
6～10年	94.9%
1～5年	93.0%

【説明欄】

- ・男女両方若しくはどちらかに該当者が存在しない場合、「—」と記載している。
- ・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は85.5%となっている。
- ・パートタイム会計年度任用職員について、短時間勤務のため1/2人とカウントしている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	— %

【説明欄】

・ 該当者が存在しない場合、「—」と記載している。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	5 5 . 2 %
本庁係長相当職	3 6 . 7 %

【説明欄】

・ 職員数は令和 8 年 4 月 1 日時点。
・ 該当者が存在しない場合、「—」と記載している。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員（

区分	令和7年度
男性	71.4 %
女性	100.0 %

2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	— %	— %	— %	— %
1週間以上2週間未満	— %	— %	— %	— %
2週間以上1月以下	75.0 %	— %	— %	— %
1月超3月以下	25.0 %	— %	— %	— %
3月超6月以下	— %	— %	— %	— %
6月超9月以下	— %	— %	— %	— %
9月超12月以下	— %	— %	— %	— %
12月超24月以下	— %	— %	— %	— %
24月超	— %	100.0 %	— %	— %

【説明欄】

・該当者が存在しない場合、「—」と記載している。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
町長部局	6. 1時間／月
町長部局以外	8. 3時間／月